

体験プログラムの開発及び販売促進等に係る支援業務委託仕様書

1 委託業務名

体験プログラムの開発及び販売促進等に係る支援業務

2 目的

当県では、鉄道などによる交流を促進し地域活性化を図るため、県内の各地域の魅力づくりに取り組んでいる。具体的には、コト消費や個人旅行へのシフトを受けて、地域の資源を活かした体験プログラムの開発や着地型観光を推進している。

そうした中、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、人々の価値観や生活・行動様式が大きく変容し始めている。

本業務においては、こうした変容を踏まえながら、今後の観光需要回復期に向けて、地域経済の回復や地域の活性化につながるような体験プログラムの開発及び販売促進に取り組む。

3 本業務の前提

- (1) 観光の需要回復は県内や近隣地域からの人の流れとして始まると想定
- (2) 都市部での「三密」を回避し、地方での滞在を志向する動きが出ると想定
- (3) 人々の関心が、今まで気づかなかった地域の魅力に向かい、日常の延長の中で地域との関係を求める動きが出てくると想定

4 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

5 業務内容

県内、隣県(福岡県、長崎県)の在住者をターゲットとし、新型コロナウイルス感染症による消費者の嗜好や行動の変化を踏まえて、以下の(1)から(4)の業務を通じて、事業者等が取り組む体験プログラムの開発及び販売促進を支援すること。

なお、取組を行う地域や場所、支援対象事業者については、県と受託事業者との協議により決定する。

(1) 着地型観光を推進するための機運醸成や有望な支援案件の掘り起こし

- ・観光需要回復期に向けた戦略・モノ消費からコト消費への展開の意義・優良事例紹介等を内容とするセミナー開催などを行う。
- ・事業者訪問などによる支援案件の掘り起こしを行う。

(2) 体験プログラムの開発や磨き上げに係る支援 【目標：開発等件数5件以上】

体験プログラムの開発や磨き上げに取り組む事業者等に対して、魅力的で商品力のあるプログラムとなるよう技術的支援や異業種事業者とのマッチングなどを行う。

また、必要に応じて、予約数や売上を改善するためのコンサルティングを行う。

(3) 販路構築に係る支援 【目標：改善件数5件以上】

新たに体験プログラムを開発した事業者等や既に体験プログラムを提供している事業者等の販路構築・拡大を支援する。

(4) 販売促進 【目標：体験プログラム予約数・売上の増加】

「GO TOキャンペーン(仮称)」など国や地方自治体を実施するキャンペーンと連携し、体験プログラムの販売促進や県内の着地型観光推進のための各種プロモーションを実施する。

6 完了報告書の提出

業務完了後、実施内容等を完了報告書として取りまとめ、県交通政策課へ提出すること。

7 留意事項

(1) 業務の遂行にあたっては、県交通政策課と随時打合せをして行うこととする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、県交通政策課と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。

(3) 業務の遂行にあたり、第三者(県交通政策課及び業務受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。

(4) 業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、県交通政策課に帰属するものとする。ただし、業務受託者が単に使用する場合には、県交通政策課と協議するものとする。業務受託者は、県交通政策課に対して著作者人格権を行使しないものとする。